1「障がいを理由とした差別的取扱い(※正当な理由に基づく場合でないもの)」と考えられる募集事例

○障がいを理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けこと

種 別	募集事例	対策	事例対応策(案)	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 10】役所で障がい者手帳を受けいとったが、目がないがきったが、目がいるのではないが、目がいるが、はいかができませんが、目がいるが、はいかができませんが、はいかができままが、のではないができままが、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	未然防止策	①条例に「差別的取扱 い」を禁止するの問題を 設る ②市民・事業とのでは、 ののででは、 ののでででである。 ②市でででは、 ののででである。 ③市・では、 ののででである。 ののででである。 ののでででは、 ののでででは、 ののででできる。 ののでででは、 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでででできる。 ののででできる。 ののででできる。 ののでででできる。 ののでででできる。 ののでででできる。 ののでででできる。 ののででででででできる。 のでででできる。 のでででででできる。 のででででででできる。 のでででできる。 のでででででででできる。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	差別の禁止(第7条 7条 7	差別の禁止(第2条をよい」等を、「第2条をよい」等を、「第2条をある。」の禁止の禁止の対象を表し、「第4条をより、「第4条のが、では、対の対象を対し、関係を対し、関係を対し、関係を対し、関係を対し、関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	差別の禁止(第20条 道 及び道民は、差別を 「不はな扱い」を ではない) 周知啓発(第6条 道対の では、障がい等の る理解を選ば、障がいの がいの がいの がいの がいの がいの がいの がいの がい。 で深めがい。 で深めるがい。 で深めるがい。 で深めるがい。 でで深める。 でで深める。 でででででいる。 でででででいる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	差別の禁止のは、 第2条等、と を といりが で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	差別の禁止(第2条 「差別の禁止(第2条 「差別の禁止(第2条 「カントのでは、分野別に具体を別のでで、対してで、対してで、対してで、対してで、対してで、対してで、対してで、対し		差別の禁止) 周知の禁止) 周知の禁止(第4条のの務(第4条のの務)をでは、第4条のの務(第4条のの務)をでは、第4条のの務合では、第4のの務合では、第4ののの務合では、第4のの必要をは、第4のの必要をは、第4のの必要をは、第4のの必要をは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によるをは、第4のの必要をは、によりには、第4のの必要をは、によりには、第4のの必要をは、によりには、第4のの必要をは、第4のの必要をは、第4のののでは、第4ののをは、第4ののをは、第4ののをは、第4のののでは、第4のののでは、第4のののでは、第4ののをは、第4ののでは、第4
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を 設置し、相談・助言・ あっせん・勧告・公表 等を行う	相談・紛争(第14条 国 及び地方公共団体は、 障がいを理由とする 差別に関する相談及 び紛争解決の体制の 整備を図る)	相談(第 14~19 条 地域相談員・広域専門指導員) 紛争解決(第 20~28 条 障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告))	紛争解決 (第 41~48 条 障がい者が暮らしや すい地域づくり委員 会(指導・勧告・公表))	談に応じ、これに対す	紛争解決(第 10~15 条 障がい者差別に係る 紛争解決の仕組み(助 言・あっせん・勧告・ 公表、権利擁護委員 会))	相談(第 11~15 条 不 利益取扱い等に関す る相談) 紛争解決(第 16~20 条・ 第 22 条 不利益取扱 い等に該当する事案 解決の仕組み(助言・ あっせん・勧告・公表、 調整委員会))	相談(第 15 条 差別に 対する相談・助言等/ 第 16 条 相談員) 紛争解決(第 17~21 条 障がい者差別に係る 紛争解決の仕組み(助 言・あっせん・勧告、 調整委員会))

種別	募集事例	対策	事例対応策(案)	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
聴覚・平衡機能	【事例 16】私も十数年前、 非常に著名な方の講演 会のときに、中途失聴 の方が、どうしてもイ ベントの講演でお話し をする先生と、その場 で得る情報を同時に感 じたいということで、	ж	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	「情報保障をつけて、私には、本には、本のようにはなった。」と言われては、私になったができません。「後日、新聞にいるが、「ものものが、「ものものでは、新聞にいるが、「ものものでは、なが、できません」と言いません。	予後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## ※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

<sup>・</sup> 障がいのある人が用いる意思表示の手段について、同じ手段で応じることができないために意思疎通に支障がある場合。(ただし、合理的配慮に基づく措置を提供することができないか十分に検討する必要あり。) (例) 聴覚障がいのある人から、手話による意思の疎通を求められたが、手話を理解することができないため、筆談などの他の方法とするように求めた。

## 2「合理的配慮の不提供(※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの)」と考えられる募集事例

種 別	募集事例	対策	事例対応策(案)	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例3】公共の窓口の対応。目が見えにくく、書けなく、読めないのに、自筆であることを求める。(71歳/女性/江南区)	未然防止策	①条例に「合理によって、	機関等は、合理的な配慮をしなければならない/第8条 事業者は、合理的な配慮をするように努める)	「合理的配像の条件、	慮」に努める) 周知啓発(第6条 道民 等は、障がい等に対す る理解を深める/第 10条 道は、障がい等	「合理的配像2条(第2条(第2条(第2条)の禁止。の不提供」の不提供」の不提供の不は、一個では、「ののののででででである。」をは、「のののででででできる。」のでは、「ののででででできる。」のでは、「ののででででできる。」のでは、「ののでででででででできる。」が、「ののででででできる。」が、「ののででででできる。」が、「ののでででできる。」が、「ののでででできる。」が、「ののでででできる。」が、「ののでででできる。」が、「ののででできる。」が、「ののででできる。」が、「ののででできる。」が、「ののででできる。」が、「ののでできる。」が、「ののでできる。」が、「ののでできる。」が、「ののでできる。」が、「ののでできる。」が、「ののでできる。」が、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、「ののできる。」は、	「合理的配慮の条(第2条)に、会員の禁止の禁止のいます。 (第2条)に、会員のでは、会員ののでは、会員ののでは、会員ののでは、会員ののでは、会員ののでは、会員ののでは、会員ののでは、会員のでは、会しのでは、会しのでは、会しのでは、会しのでは、会しいは、会しのでは、会しのでは、会しのでは、会しいのでは、会しいは、会しいのでは、会しいは、会しいので	「合理的配慮の不提供」の禁止(第9条 社会的障壁の除法の除法の所属の不提供」の除法の所属を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	「「の市的しるめ知障広実るはをはを措修職すめにのする、というでは、深、深置(員るののの方と、実勢別のの名がげ施/、深、深置(員るののの方と、実勢別のの務を市の条の必は等ののの務をする。 いっぱい をはをはいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる
		事後対応策	①相談・紛争解決機関を 設置し、相談・助言・ あっせん・勧告・公表 等を行う	相談・紛争(第14条 国 及び地方公共団体は、 障がいを理由とする 差別に関する相談及 び紛争解決の体制の 整備を図る)	相談(第 14~19 条 地域相談員・広域専門指導員) 紛争解決(第 20~28 条障がい者差別に係る紛争解決のための手続(助言・あっせん・勧告))		相談(第 15 条 県が相 談に応じ、これに対す る助言及び調整等必 要な措置を講ずる)	紛争解決(第 10~15 条 障がい者差別に係る 紛争解決の仕組み(助 言・あっせん・勧告・ 公表、権利擁護委員 会))	利益取扱い等に関す	対する相談・助言等/ 第 16 条 相談員) 紛争解決(第 17~21 条 障がい者差別に係る

種 別	募集事例	対策	事例対応策(案)	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
視覚	【事例 5】 視覚障がい者団体宛の市からの郵送物に墨字の資料だけが同封されており、何の点字の説明も入っていない。ちなみにこの差別事例の募集について	防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	も、応募は点字でも良いとあるが、案内そのものが点字ではなかった。また市が発行する各種通知について、部署や区によって未だ表に点字シールが貼られていないことがある。	#後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
視 覚 	【事例 6】市主催の障がい 者を対象とした説明会 や公共性の高い講演 会、集会などについて は、聴覚障がい者への 情報保障として、手話	<b>防止策</b>	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	通訳や要約筆記が用意 されるように、点字や データによる資料が提 供されるべきではない か。	事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
聴覚・平衡機能	【事例 13】銀行のATM が壊れていたとき、情 報手段が電話しかな	防 止 策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
能	い。聴覚障がい者に向けの情報手段を確保してほしい。(男性)	事後対	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

種別	募集事例	対 策	事例対応策(案)	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
聴覚・平衡機能	נעו		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
能		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
聴覚・平衡機能	【事例 15】あるビルの落 成式のときに、多くの 聴覚障がい者が参加し ました。それなのに、 情報保障がありません でした。		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
能		事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
肢体不自由	【事例 3】公共の窓口の対 応。目が見えにくく、 書けなく、読めないの	未然防止策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	に、自筆であることを 求める。(71歳/女性/ 江南区)【再】	事後対応策	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## 3「その他」の募集事例

【事例 2】85 歳の独居の女性です。日常生活は通常、筆談中心の意思伝達、コミュニケーションですが、近隣周囲の人達は不便であったり、疲れたりで、日々交流が疎くなり、孤立感が深まりつつあります。(聴覚/85 歳/女性 /中央区)

【事例4】情報を得るにはお金がかかり、コミュニケーションが取れないために仲間はずれにされることがある。(精神/16歳/男性/南区)

【事例9】目は見えるが、字が読めないので、ATMがわかりづらい。(知的)

【事例11】難聴のため何回か聞きなおすと、怒り声になったりする。又、二ヤっと笑ったりする。(聴覚・平衡機能/65歳/女性/江南区)

【事例12】聴こえない。理解力不足のため、いいかげんに扱われる。(聴覚・平衡機能、精神/33歳/女性/南区)